

令和 7 年度 沼津まちなか自動運転実証にかかる信号連携業務委託
公募型見積合せ 参加要領

1 目的・趣旨

沼津市（以下、「本市」という。）では、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを進め、市内路線バス事業者等の乗務員不足など公共交通の課題解決や利便向上にかかる新技術の導入へ向けた検証や活用検討、新たな交流を生み出す自動運転の実装に向けた実証を行っている。

本業務は、実装に向けた課題解決として信号誤認識による手動介入の低減効果の検証を実施するため、信号時間の情報を直接自動運転車両に伝達する方法が効果的であると考えられることから、これに必要となる交通信号制御機（実験用）を手配するための各種業務を委託するものである。

事業者選定に当たっては、費用対効果を最大とするため、必要と認める業務を盛り込んだ仕様書内条件のもと予算の範囲内で最低金額を提示した者を契約候補者とするものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度 沼津まちなか自動運転実証にかかる信号連携業務委託

（2）業務内容

別紙「令和 7 年度 沼津まちなか自動運転実証にかかる信号連携業務委託 業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課（交通政策室） 担当：北村、芹澤

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号（沼津市役所 5 階）

電話 055-934-4759（直通）

E-mail mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- （4）沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等

- なく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 「信号制御機等に接続する無線装置の開発のための実験に関する申請要領」(令和5年3月警察庁)第2申請方法1申請者「提供対象に信号情報を提供することを目的として、信号制御機等に接続する無線装置の開発を実施している法人」であること。

5 スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和7年 10 月 29 日 (水) 沼津市ホームページ掲載
質問受付・回答	令和7年 11 月 6 日 (木) 12 時 質問受付期限 令和7年 11 月 10 日 (月) 17 時までに回答 (ホームページ)
見積書提出期限	令和7年 11 月 18 日 (火) 12 時まで (必着)
結果通知	令和7年 11 月 18 日 (火) 17 時 (予定)
契約締結日	契約候補者決定提出資料確認後速やかに

6 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和7年10月29日(水)から令和7年11月6日(木)12時まで

(2) 質問方法

仕様書等についての質問は、質問書(様式1)により担当部署へ電子メールで提出する。会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを併記すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

なお、本公募型見積合せ参加手順についての質問は電話で受け付ける。

(3) 回答方法

本公募型見積合せ参加手順に関するものを除く、全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 見積書の提出

(1) 提出期限

令和7年11月10日(月)から令和7年11月18日(火)12時まで(必着)

(2) 提出書類

① 見積書(様式2)

② 使用印鑑届兼委任状(様式3)

- ・見積書提出から請求まで使用する印鑑。社印(角印)は任意だが、代表者印(丸印)の押印は必須とする。
- ・見積書提出から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。

(3) 提出方法

(2) 提出書類を「3 問い合わせ・書類提出先」に直接持参又は郵送の方法で

期限内必着の上、提出する。郵送の場合は送付後にその旨を担当者に電話連絡する。
(郵送については、書留、レターパック等追跡可能な方法での発送を推奨する。)

(4) 見積書提出後の契約辞退

見積書を提出した後の契約辞退は原則認めない。

8 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 見積書が提出期限内に提出されなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき。
- (4) 「4 参加資格」に掲げる各号のいずれかを満たさなくなったとき。

9 結果の通知等

参加者全員に電子メールで通知するとともに、速やかに本市ホームページ上にて結果を公表する。なお、見積合せ参加者全ての見積書が予定価格を超過していた場合は最低金額を提示した事業者と協議するものとする。

10 契約の締結等

- (1) 「仕様書」及び別添資料「沼津市業務委託契約約款」を綴じたものを契約書として、双方記名押印し契約を締結する。
- (2) 契約候補者は以下の書類を契約締結前に各1部提出すること。ただし、沼津市入札参加資格を有する者は提出しなくてもよい。(②、③は写しを可とする。)

① 財務諸表

・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書(直近事業年度のもの)

- ② 納税証明書(見積日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)以下のアからウのうち、沼津市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出。

ア 市税納税証明書

・沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ 沼津市固定資産税納税証明書(最新のもの)

ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・「その3」又は「その3の3」を提出

- ③ 登記簿謄本 1部(履歴事項全部証明書:見積日から3か月以内に発行されたもの)

- ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

- ⑤ 再委託承認願(業務を再委託することを予定している事業者のみ)(様式5)

- (3) 前払金は、請負代金額の10分の3(1万円未満の端数切捨て)以内の額とする。
- (4) 何らかの理由で契約が締結できない事態となった場合は、見積金額の次順位者と契約協議を行う。契約の取りやめにより発生した損害について、沼津市は責任を負わない。

11 その他

本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

12 添付資料

- ① 仕様書
- ② 沼津市業務委託契約約款
- ③ 各様式1～5